

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	学校教育課
処分の 名称	周南市立小・中学校への区域外就学の許可決定
処分権者	教育委員会
根拠規定	学校教育法施行令第9条
基準規定	周南市立小・中学校における区域外就学に関する取扱要綱第2条
審査基準	周南市立小・中学校における区域外就学に関する取扱要綱第2条 第2条 周南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、他市町村に住所を有する児童又は生徒の保護者から周南市立の小学校及び中学校に区域外就学したい旨の申請がなされた場合で、別表に掲げる承認基準のいずれかに該当し、かつ、関係市町村教育委員会の承認を得たときは、当該児童又は生徒の区域外就学を承諾することができる。
標準処理 期間	30日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	学校教育課
処分の 名称	義務教育の猶予又は免除
処分権者	教育委員会
根拠規定	学校教育法第18条
基準規定	学校教育法第18条
審査基準	学校教育法第18条第 十八条 前条第一項又は第二項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第一項又は第二項の義務を猶予又は免除することができる。
標準処理 期間	60日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	学校教育課
処分の 名称	小・中学校における指定校の変更の許可決定
処分権者	教育委員会
根拠規定	学校教育法施行令第8条
基準規定	周南市立小・中学校における指定校の変更に関する取扱要綱第2条
審査基準	周南市立小・中学校における指定校の変更に関する取扱要綱第2条 第2条 周南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、保護者から児童・生徒を周南市立小・中学校の通学区に関する規則（平成15年周南市教育委員会規則第16号）により指定する学校（以下「指定校」という。）の変更を求める申請がなされた場合で、別表に掲げる承認基準のいずれかに該当するときは、指定校を変更することができる。
標準処理 期間	30日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	学校教育課
処分の 名称	小・中学校児童生徒就学援助費の交付決定
処分権者	教育委員会
根拠規定	周南市小・中学校児童生徒就学援助条例第2条
基準規定	周南市小・中学校児童生徒就学援助条例第2条
審査基準	周南市小・中学校児童生徒就学援助条例第2条 この条例の対象者は、次に掲げる者（以下「児童生徒等」という。）のうち、経済的理由によって就学困難と認められる者の保護者とする。
標準処理 期間	新年度申請分（3月～6月受付）は7月上旬に審査結果を通知する。なお、随時申請及び審査保留分については審査終了後30日以内に通知する。また新入学児童生徒学用品費等申請（1月受付）は2月下旬に審査結果を通知する。
備考	